

事故対策計画編「大規模火災対策計画編」の概要

防災基本計画を踏まえて多くの建築物が被災する火災に対応する体制を強化するとともに、昨年度発生した京都アニメーション火災事件を契機として、多数の人的被害をもたらす火災が今後発生した場合にも的確に対応できるよう、事故対策計画編に新たに「大規模火災対策計画編」を新設する。

1 総則

本計画は、大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に適用する。

2 予防計画

(1) 災害に強いまちづくり

府、市町村等は、都市基盤整備や土地区画整理等の市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により災害に強い都市構造の形成を図るとともに、高層建築物、地下街等の事業者に対し、スプリンクラー等の消防用設備の整備・維持管理、消防計画の作成や火気使用制限等について指導するなど建築物の防火管理体制、火災安全対策の充実を図る。

(2) 防災活動体制の整備

防災関係機関は、情報連絡、救助・救急、医療、消火活動及び道路交通管理に係る体制等を整備する。

3 応急対策計画

(1) 府の活動体制

京都府は、大規模火災が発生した場合、直ちに大規模火災警戒体制をとる。相当な被害が予想される場合は、知事は大規模火災対策本部を設置する。

(2) 通信情報連絡活動

府は、市町村等から被害情報等を収集し、消防庁に報告する。

(3) 消火活動

消防機関等は、迅速に消火活動を行うとともに、大規模火災への対応が困難な場合は、京都府消防広域応援基本計画に基づく要請や緊急消防援助隊への要請を行う。

(4) 救助及び救急活動

消防機関及び警察本部による救助活動では対処できない場合は、京都府消防広域応援基本計画による支援要請のほか、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊への要請を行う。

消防機関は医療機関に負傷者を効率的に搬送するとともに、府は市町村の要請等により、医療機関に災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣を指示する。

(5) 交通対策

公安委員会は消火活動の円滑な実施等のため交通規制を行うとともに、道路管理者は交通の危険が認められる場合は通行の禁止又は規制を行う。

4 災害復旧計画

市町村等は、復旧事業計画を作成し、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりを実施する。

【参考】 京都府地域防災計画事故対策計画編の構成

石油類流出事故対策計画編、海難事故対策計画編、航空事故対策計画編、鉄道災害対策計画編、道路災害対策計画編、危険物等災害対策計画編、林野火災対策計画編、広域停電事故対策計画編